

父母の被扶養者資格認定の判断基準

[別表4]

	父又は母 (A)	Aの配偶者 (B)	判 定 認定可は○印・認定不可は×印	
			(A)	(B)
父母共に年間 限度額130万の者	130万円未満	130万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	×	△ (注)
	130万円以上	130万円以上	×	×
父母いずれかが年間 限度額180万の者	(年間限度額180万の者) 180万円未満	130万円未満	○	○
	(//) 180万円以上	130万円未満	×	△ (注)
	(//) 180万円以上	130万円以上	×	×
父母共に年間 限度額180万の者	180万円未満	180万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	×	△ (注)
	180万円以上	180万円以上	×	×

(注) △については、主として組合員の収入により生計を維持している場合は、被扶養者として認定できる。